

# 地域金融機関の統合と競争法<sup>+</sup>

荒井弘毅

## 1. イントロダクション

現在、地域における人口減少等による需要減少など、経済社会構造の変化に対応した競争政策の在り方について議論されている。地域基盤企業のサービスの重要性を考えると、そうしたサービスを将来にわたって維持することが一般消費者の利益の確保になる。このための合併・共同経営などによる経営力の強化、生産性の向上の必要性を検討するものである。ここで問題とされているのは、競争政策の基本的な考え方が、少子高齢化、地域の疲弊といった近年の経済状況の下でも妥当しているかである。すなわち、様々な経済社会構造の変化の中で、競争の基本的な機能である効率的な資源配分の達成、創意工夫に基づく革新発揮、私的情報の円滑な伝達、選択の自由の権利の保障等を確保するために、競争の確保が必要であるとする競争政策の伝統的な考え方が適切かどうかの再検討が必要となっている。本稿では、こうした動きを概観し、その対応を図る上で基となる競争政策の基本的な考え方を再検討することを通じ、競争政策の今日における意義を探ろうとするものである。

以下、本稿では、第2節において問題が顕在化した具体事例としてふくおかフィナンシャルグループによる十八銀行の株式取得の事案を見て、そこでの様々な議論がどのように今日の立法的対応につながったかを確認する。その後、第3節で地域金融機関の統合に関する先行研究を批判的に検討して、競争の重要性を再認識した後、第4節において競争政策の基本的な考え方を丁寧に説明し、その今日的な意義を確認する。最後に、第5節で結論を取りまとめる。

## 2. 問題となった具体事例

### (1) ふくおかフィナンシャルグループによる十八銀行の株式取得

#### ア. 概要

公正取引委員会は、株式会社ふくおかフィナンシャルグループ(FFG)による株式会社十八銀行(十八銀行)の株式取得について、FFGから独占禁止法の規定に基づく株式取得に関する計画届出書の提出を受け、審査を行った結果、当事会社(FFGと十八銀行)が申し出た問題解消措置を講じられることを前提とすれば、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認め、FFGに対し、排除措置命令を行わない旨の通知を行い、本件審査を終了したことを、2018年8月24日発表した。

この件は、2016年6月8日株式取得に関する計画の届出が受理され、第1次審査が開始された。その後、7月8日に、報告等の要請、いわゆる第2次審査が開始された。そして、2018年8月15日全ての報告等が受理され、8月24日排除措置命令を行わないとする判断が通知された。

#### イ. 企業結合審査結果

公正取引委員会は、当事会社グループが競合関係に立つ取引分野のうち、非事業性貸出し、預金、為替、投資信託販売、公共債販売、保険代理店及びクレジットカードに係る取引分野については、競争事業者からの圧力が認められる等の事情があることから、いずれも本件統合により一定の取引分野における競争を実質的に制

限することとはならないと判断している。

この中でも特に、本件統合による競争上の影響が最も大きいと考えられる事業性貸出しに係る取引分野については、本件統合により中小企業を中心とする需要者にとって借入先に係る十分な選択肢が確保できなくなるような状況になり、競争を実質的に制限することとなるかどうかという観点から、重点的に審査を行ったことが述べられている。

その結果、本件統合により長崎県等における中小企業向け貸出しに係る一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなると認められるが、当事会社が公正取引委員会に申し出た問題解消措置が講じられることを前提とすれば、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断したとしている。

この長崎県等における中小企業向け貸出しに係る一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなると認められるところは、特に、「当事会社グループの地位及び競争事業者の状況」において「競争事業者を当事会社グループと代替的な借入先であると認識している中小企業は、多くとも2割強にすぎない」などと説明されている<sup>1</sup>。これに加えて「需要者にとっての取引先変更の容易性」についても説明されている。

これらの点に加え、隣接市場からの競争圧力が限定的であり、参入圧力も認められないことから、本件統合により、中小企業にとって借入先に係る十分な選択肢が確保できなくなるような状況になり、単独行動によって、長崎県における中小企業向け貸出しに係る一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなると認められるとしている。

#### ウ. 問題解消措置

このような認定に基づいた問題点の指摘に対して、当事会社は、合計1千億円弱の債権譲渡、具体的な指標を作成しての金利等のモニタリング、公正取引委員会に対する定期報告といった問題解消措置を申し出た。

このため、本件債権譲渡により、長崎県及び県南等3経済圏において、一定程度の市場シェアを有する競争事業者を中心に、当事会社グループに対して一定程度の競争圧力を有することとなるものとし、本件債権譲渡を前提とすれば、当事会社グループが、単独行動によって、長崎県及び県南等3経済圏における中小企業向け貸出しに係る一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認められると評価されている。また、金利等のモニタリング及び定期報告についても、適切な対応とされている。

## (2) 判断過程での金融庁・公取委の考え方

この件は届出から最終判断まで2年超掛かっており、その間において、金融庁から関連する考え方が示され、公取委からも本件判断に際しての基本的考え方が公表されている。

#### ア. 地域金融の課題と競争の在り方

金融庁は「金融仲介の改善に向けた検討会議」において、人口減少による資金需要の継続的な減少など、地域金融機関を取り巻く経営環境が構造的に厳しさを増している中で、将来にわたって金融機関の健全性と金融仲介機能の発揮を両立させ、地域経済や地域の企業・住民の立場から最適な競争のあり方について議論を行い、その議論を取りまとめた報告書を2018年4月11日に公表しており、そこでは、長崎県の金融機関の競争状況の分析を行い、提言を盛り込んでいる。

さらに、新たな競争政策の枠組みについても議論しており、そこでは、経済の成長局面で確立されてきた枠組みとして、競争当局がいわば執行機関として、独占禁止法を適用するだけでは、人口減少下における地域の

インフラ確保や、経済産業構造の変化に適切に応えることが難しくなっていることとされ、日本経済の変化を踏まえた総合的な競争政策のあり方を政府全体として議論・検討する必要があると考えられることが主張されている。

#### イ. 企業結合審査の考え方

これより前に、公正取引委員会は、事務総長定例記者会見で資料を配付し、企業結合審査の考え方について、企業結合審査に関する独占禁止法の指針、いわゆる企業結合ガイドラインの説明がなされている<sup>2</sup>。すなわち、需要者がどの範囲の供給者から商品・役務を調達できるかという観点から一定の取引分野（市場）の範囲の画定を行った上で、企業結合により競争を実質的制限することとなるかどうか、つまり、需要者にとって十分な選択肢が確保できなくなるような状況になるかどうかという観点から独占禁止法上の問題の有無が検討されるとされている。

この中では、こうした考え方は国際的に見て標準的であること、これまでの地方銀行の統合案件の概要、地方銀行の事業活動・競争手段の多様性などについても触れられている。

#### ウ. その他

また、この間、日本銀行の金融システムレポートにおいても、金融機関の競争に関する言及があり、その中では、マークアップの小ささ（競争の激しさ）に人口減少、競合店舗数の増加、長短スプレッドの縮小が寄与していること、あるいは、収益の変動に対する金融機関の損失吸収力（Zスコア:経営の安定性）にマークアップ（とその二乗項）が寄与していることが述べられている<sup>3</sup>。また、従業員数や店舗数は、需要対比で過剰（オーバーキャパシティ）になっている可能性が高く、このことが本邦金融機関間の競争の激化を通じて収益性を低下させる構造的要因となっているとされている<sup>4</sup>。

### (3) 未来投資会議等

こうした過程を踏まえた公取委の判断とともに、政府の未来投資会議において、未来投資戦略2018が決定され、その中に「経済社会構造の変化に対応した競争政策の在り方の検討」が項目として含まれることとなった<sup>5</sup>。

そこでは、「地域における人口減少等による需要減少や、グローバル競争の激化等、経済・社会構造そのものが大きく変化する中、地域にとって不可欠な基盤的サービスの確保、地域等での企業の経営力の強化、公正かつ自由な競争環境の確保、一般利用者の利益の向上等を図る観点から、競争の在り方について、政府全体として検討を進め、本年度中に結論を得る」と記載されている。

これを踏まえて、未来投資会議、まち・ひと・しごと創生会議、経済財政諮問会議、規制改革推進会議による「経済政策の方向性に関する中間整理」が2018年11月26日に取りまとめられた<sup>6</sup>。その中で、地方施策の強化として、地方銀行等は地域住民に不可欠なサービスを提供しており、その維持は国民的課題であって、経営環境が悪化している地方銀行等の経営力の強化を図る必要があることが述べられている。これを受けて、独占禁止法の適用に当たって、地域のインフラ維持と競争政策上の弊害防止をバランス良く勘案し、判断を行っていくことが重要であるとされている。その際、地方におけるサービスの維持を前提として地方銀行等の経営統合等を薦める場合に、それを可能とする制度を作るか、又は、予測可能性をもって判断できるよう透明なルールを整備することを2019年の夏に向けて検討するとされている。

この作成に当たって、2018年11月6日の未来投資会議で議論がなされている。そこでは、日本経済再生総合事務局から「地銀等の経営統合などに対する独占禁止法の適用の在り方」に関する論点メモが提示され、その後、公取委委員長から、中小企業の選択肢がなくなること、欧米諸国との共通した考えであること等の説明がなされた。それを踏まえた上で議論を経て、「地方におけるサービスの維持を前提として、地方銀行や乗合バス等が経営統合等を検討する場合に、それを可能とする制度を作るか、または予測可能性を持って判断できるよう、透明なルールを整備することを検討したいと考える。この問題は、専門家を含めてしっかりと検討を行い、本会議に報告をいただきたいと思う。結論を来年の夏までに決定する実行計画に盛り込んでいく」と安倍内閣総理大臣により取りまとめられた。

### 3. 先行研究

これらの現状認識を踏まえた上で、地域金融機関の統合と競争法に関する先行研究を開設するとともに、その内容を批判的に検討したい。

#### (1) 金融庁金融研究センターのディスカッションペーパーシリーズ

まず、金融庁金融研究センターのディスカッションペーパーシリーズでは、次の3つの研究が関連するものとして挙げられる。

平賀ほか(2016)「地域金融市場では、寡占度が高まると貸出金利は上がるのか」に関しては、地域金融の寡占度の上昇が貸出市場に与える影響について、貸出金利に対する反応を見ることで検証を行っている。具体的には、都道府県パネル・データにより、貸出供給関数と借り入れ需要関数を識別する形で推定を行い、寡占度(市場集中度)の代理変数であるハーフィンダール指数(HHI)が上昇することで貸出金利および貸出残高がどのように変化するかを分析している。結果として、寡占度が高まると、貸出金利が下がり、貸出残高が増加することを確認したとする。この結果より、地域金融機関の統合などによる寡占度の上昇は、規模の経済性や効率性仮説に示される金融機関の貸出供給の効率化をもたらす、貸出金利を引き下げる効果があり、寡占による価格支配力の強まりから引き起こされる貸出金利引き上げ効果よりも大きいことが計量分析からは示されたとしている。

批判的な検討点としては、この研究の中でも触れられているが、地域の貸出市場に独占市場を作ることは、却って、地域の金利上昇をもたらす可能性があることについての検討が不十分であること、預金残高で見た規模の経済は負の関係も見いだされるなど解釈に難しい部分を残しているところが挙げられる。

続いて、大庫ほか(2016)「長崎県における地域銀行の経営統合効果について」に関し、銀行業は規模の経済が働き、合併によりコスト削減効果があることが検証されているとし、長崎県の十八銀行と親和銀行の合併においても、合併銀行は2行で運営されていた時代にくらべて営業経費が抑えられることになるとする。その上で、抑えられたコストは、サービス価格の低減や地域銀行としての戦略投資に廻すことができるとし、銀行の受ける経営上の恩恵は大きい。都道府県ごとの貸出市場においてHHIが高まると、貸出金利は低下する傾向にある。長崎県下の借入のある企業の取引金融機関数を見れば、1行取引が全体の半数ほどである一方、十八銀行と親和銀行の2行とのみ取引をしている企業は一般的な市町で3~4%程度、その割合が多い市町でも7%程度と限定的である。十八銀行と親和銀行の合併の影響を直接受ける企業が少ないとする。

研究論文というよりはポジションペーパーとしての主張と考えられるが、視点として、例えば消費者の視点、株主と借り主の相克の視点、選択の自由の現象の評価など更なる検討の余地が多いものと見ることもできる。

次に、平賀・真鍋(2018)「地域経済と貸出行動－日本における地方部の県(X県)を事例にした経済変数と個別金融機関要因の定量的評価－」に関しては、日本のある県(X県)の金融機関別支店別の貸出残高データを用いて、地域金融機関の貸出行動を定量的に分析している。貸出残高と預貸率を、人口や所得や生産の代理変数である住民税収などで説明される地域の社会経済変数や、地価の代理変数である固定資産税収で回帰した上で、金融機関別の個別効果を捉えた。結果として、寡占度指数(HHI)や不良債権比率の影響は有意な結果は得られていないことから、地域金融機関の合併は地域金融市場の貸出を抑制もしなければ、必ずしも不良債権を増大させるとは限らないとしている。

この研究では、固定効果モデルで貸出残高、預貸率を重回帰分析で求めているが、税収、寡占度、不良債権比率などは内生性の可能性が否めず、また特に寡占度は同時決定となっていることが推測できるため、適切な操作変数を選んで分析の頑健性を高める必要があると考えられる。

ここまで見てきた金融庁金融研究センターのディスカッションペーパーシリーズは、結果の主張のための研究となっている面が見受けられるもの(いわゆるリザルトオリエンテッドな研究)が多いと評価できる。

## (2) 経済産業研究所プロジェクト

次に、経済産業研究所の「地方創生に向けて地域金融に期待される役割－地域経済での雇用の質向上に貢献するための金融を目指して－」のプロジェクト主要成果物が挙げられる。書籍の形で家森信善編著(2018)『地方創生のための地域金融機関の役割』として取りまとめられてもいるが、ここでは、より詳細なディスカッションペーパーシリーズを取り上げる。

家森ほか(2017)「地方創生に対する地域金融機関の営業現場の取組の現状と課題－2017年・RIETI支店長アンケートの結果概要－」では、地域金融機関の本部ではなく、実際に顧客と接触している営業現場の責任者である支店長の方々を調査の対象にし、現在、金融庁が提唱し、多くの金融機関が推進している事業性評価や地方創生への取り組みの妥当性を裏付ける結果を得ている。批判的検討としては、研究でも触れられているが、特に地方において、国や地方自治体と協働して顧客企業を支援する際に様々な障害があり、協働を進めるために改善の余地が大きいことは留意すべき点と考えられる。

近藤(2017a)「地域銀行の店舗ネットワークと経営パフォーマンス」では、地域銀行の店舗網の拡大や巨大な店舗ネットワークの維持を通じて顧客を増やそうとする戦略が経営にとって望ましいものであるかを調べている。この研究の評価としては、固定効果モデルでのシンプルな回帰によって、地域銀行の行動の推測を裏付けている点で広く応用可能な研究と考えられる。

永田(2017)「資本注入が地域銀行の貸出行動に与える影響」では、資本注入政策が地域銀行の貸出行動(総貸出や中小企業向け貸出、担保・保証付き貸出)に与える影響を実証的に検証している。この研究は、特に地域銀行での資本注入の効果について、肯定的な評価を下すとともに、実際に、震災特例が有益であったことを示していること、さらに、都道府県ごとの違いを丁寧に見た結果、貸出行動の実態を細かく分析する必要があることを示す分析であり、地域銀行の役割・重要性を示すものと評価できる。

播磨谷浩三・尾崎泰文(2017)「地域金融機関の競争環境が事業所の開廃業に与える影響」では、地域密着型金融(リレバン)の機能強化の推進に関し、地域金融機関の中には、地方中核都市への新規出店の増加で店舗網が広域化している先も多く、都市部における競争度の高まりとは対照的に、地元での取引先との関係は希薄化している可能性が大きいとしている。この研究では、式見(2012)での地域金融市場が寡占的なほど情報の非対称度が高い企業に信用供与が行われ難く、企業の新規参入が困難になるとする市場支配力仮説と、

Ogura (2012) での集中度が低い地域ほど継続的取引関係を通じた情報蓄積が行われ難いとする情報仮説とを検討し、後者を支持するものであり、日利き力向上、事業性融資拡大要請の金融行政を支持する結果は肯定できるものの、論文でも言及があるが内生性に関し難点も残り、事業所数変化率・従業者数変化率と HHI との関係は更なる検討の余地があると考えられる。

Ogane (2017) “The Number of Bank Relationships and Bank Lending to New Firms: Evidence from firm-level data in Japan” 及び Ogane (2016) “Effects of Main Bank Switch on Small Business Bankruptcy” は、両者とも、地域金融機関における複数銀行取引の重要性を貸出金、メインバンク関係と既存取引関係性とから示しており、競争の多面的機能・多角的効果を示すものとして極めて興味深いと考えられる。

これら経済産業省のプロジェクトの成果物は、地域の雇用・所得の向上に貢献する地域金融のあり方を研究する目的で進められてきている。その内容としては、地域金融機関による地域創生の取組、地域金融の担い手である地域金融機関の行動が地域経済に与える影響の分析、地域金融を機能させるために行われてきた公的資金の注入、経営統合などの組織再編を含めた金融機関自身のガバナンス問題についての分析であり、地域金融機関の統合と競争法の課題に直接応えるものではない。しかしながら、地域銀行の業務での顧客支援の重要性、店舗数が貸出額に貢献するが経営指標にはそうでもないこと、資本注入が有効に活用されるチャネルとなったこと、複数行取引の安全性へのシグナルといった多くの新しい視点を提供している。

### (3) 法と経済学会シンポジウム

2018年7月14日、法と経済学会第16回全国大会において「独占禁止法による市場介入の論点－企業統合時に地方銀行等を素材として」と題するシンポジウムが開催され、問題提起、パネルディスカッション等が行われた（法と経済学会事務局（2018））。

このシンポジウムでは、次のような問題提起と議論がなされている。

まず、企業結合の仕組みの説明、事例に基づく競争の実質的制限の考え方の解説、地銀統合の事後評価、企業結合の不可逆性からタイプIIエラーに注意すべきことの説明がなされた（小田切宏之）。低金利政策下では中小金融機関の利ざやが小さくなり利潤が減るという経験則があり、それへの対策として独禁政策を変える必要がある（浜田宏一）、銀行間競争にはマクロブルーデンスの視点が必要であり、金融安定の確保のためにはほどほどの競争が最適である、この10年間競争は激化しており、銀行間競争激化が外部性を經由して金融経済システムに大きな影響を与え得ることを十分認識すべき（木村武）などの問題提起がなされた。

その後、需要者にとって十分な選択肢の確保が必要（根岸哲）、日本の問題は二つ、銀行預金の過大及び銀行部門の過大である、競争政策と銀行・金融分野の政策の調整は、調整のルールを持つべきであり、事後のアプローチも考えるべき（神田秀樹）、企業結合規制は事前規制の世界の流れがあること、競争政策とブルーデンス規制は行為規制を入れることとなること、市場減殺タイプの悪影響はケースバイケースの時立証が必要であり様々な経済分析手法が考えられてきている（川濱昇）、競争の実質制限の事前規制は予測が非常に重要、参入障壁を下げるのが本質的な課題である（福井秀夫）といった議論がなされている。

基本的には競争政策と金融政策の双方の立場から多くの論点が挙げられ、今後の検討への示唆が得られるものであったものの、シンポジウムといった性格上ある程度啓発的な内容の主張が主たるものであったと考えられる。

#### (4) その他

堀江(2008)では、「第6章 利益構造と経営規模」において、地域銀行の再編問題が取り上げられており、「地域金融機関を含む銀行経営には、経費に関する規模の経済性が存在するが、……。その意味では、合併や経営統合は、規模の拡大効果を実現していく有力な手段であると考えられる」としている。そして、「企業サイドから見た場合、同一県内の銀行が合併となれば、金融機関を選択する余地がそれだけ狭くなる」とされ、大きなシェアが、借り手サイドにはホールドアップ問題、貸し手サイドではソフトバジェット問題を引き起こす可能性があるとして、効率的な経済活動を維持するといった視点から問題がないとは言いがたいと述べている。

ここでは、競争の減少による弊害を端的に指摘している。ここで挙げたホールドアップ問題とは、「一方が他方に依存する取引関係において、依存されるサイドの当事者が優越的な地位を利用して自信に有利な条件を強要し、依存するサイドはそれを受け入れざるを得なくなることを指す」としている。ソフトバジェット問題は、「企業を法的整理等の対象とする場合に予想される損失の表面化や悪い噂が立つことを金融機関側が回避する、あるいは将来的な回復期に少しでも融資を回収したいというインセンティブが働く場合に、融資を継続せざるを得なくなることなどを指す」としている。それぞれの問題は、それ自身規制すべき、あるいは減らすようインセンティブ設計すべき問題ではあるが、競争による市場の規律がなくなると、市場支配力がこうした形で用いられてくる可能性を指摘するものとして重要である。

堀江(2015)では、「第3章 地域銀行の経営行動」において、地域における営業地盤の変化と経営との関係を検討している。ハーフィンダール指数が取り上げられており、1999年と2009年との間で、大都市型、地銀の中核都市型、地方都市型、第二地銀の中核都市型、地方都市型のいずれにおいても大幅に上昇しており、競争状態が穏やかになったことが挙げられている。地域銀行の中で、合併や他行の傘下入りをした銀行も、利益率の落ち込み幅はむしろ大きく、こうした対応も決め手になり難いとされている。すなわち、合併等が行われても経営向上につながるかは不透明であること、効率性の向上による利益確保の持続が重要であることが指摘されている。

合併等は経営改善のために決定打となるわけではないこと、地域の人口減少で経済活動自体が低迷を続ける場合地域金融機関は中期的には店舗・人員等の調整に踏み切らざるを得ないことは、難しいことであるが地域金融機関の統合と競争政策の課題を考える際に必要なことと考えられる。

#### 4. ディスカッション

地域金融機関の統合と競争法に関しては、地方銀行が地域住民に不可欠なサービスを提供しており、サービスの維持が国民的課題であることは、第2節の具体的事案の議論の中でも再三言及されてきた。ここでは、経営環境が悪化している地方銀行の経営力の強化が課題であり、独占禁止法の適用に当たっては、地域のインフラ維持と競争政策上の弊害防止をバランスよく勘案し、判断を行っていくことが重要であるとされ、この地方におけるサービスの維持を前提として、地方銀行等が経営統合等を検討する場合に、それを可能とする制度を作るか、または予測可能性を持って判断できるよう、透明なルールを整備することが検討すべき問題とされている(地方施策協議会(2018))。

この問題に対する短期的中期的な解決策は、まさに同協議会で議論されることとなるので、ここでは、在るべき地域金融機関の統合に対する競争法の姿について長期的な視点からの議論が必要であり、改めて近時の事案(第2節)、先行研究での議論(第3節)を踏まえた上で、競争政策の基本的考え方に基づいて、地域金融機関の統合で検討すべき点を見た後、今後の構造変化への対応について、必要かつ適切な政策を探ってみたい。

## (1) 地域金融機関の統合審査の論点

### ア. 独占禁止法の目的

独占禁止法は、最終目的である「一般消費者の利益を確保」することと、「公正かつ自由な競争の促進」が必ずしも結びつかない場合、これら目的をどのように実現しようとしているのかを考える必要がある<sup>7</sup>。

これまでは原則として、公正かつ自由な競争を促進することが、一般消費者の利益を確保すると解されて独占禁止法の運用がなされてきた。例えば、石油製品価格協定事件最高裁判決（昭和59年）では、必ずしも結びつかない場合として、『『公共の利益に反して』とは、原則としては同法（独占禁止法）の直接の保護法益である自由競争経済秩序に反することを指すが、現に行われた行為が形式的に右に該当する場合であっても、右法益と当該行為によって守られる利益とを比較衡量して、『一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進する』という同法の究極の目的に実質的に反しないと認められる例外的な場合を右規定にいう『不当な取引制限』行為から除外する趣旨と解すべき』とされている。

そして例外的に、一般消費者の利益の確保が公正かつ自由な競争の促進と結びつかない場合には、その目的と手段の両面からの正当性が必要となるとされている。目的面では、不適切な状況を防止する排除行為など（手形交換所の取引停止処分、全銀協個人信用情報登録制度等）は裁判例で正当化が認められてきている。また、知的創作のインセンティブ確保のための独占（知財法の権利の行使等）、その他技術的困難性、緊急時の取組、業績不振の救済などが考えられる。手段面としては、正当な目的を実現するために合理的に必要とされる範囲内のものか否かを考えることとなる<sup>8</sup>。

これを本文脈で考えると、地域経済の活性化、効率性の向上、地元還元といった目的は主張可能と思われるものの、より反競争性が小さな別の手段での対応についてシェアの高い統合がほかの地域でなされてきてはならず、統合だけでその目的実現の蓋然性が高いとはいえないことから難しいのではないかと考えられる。

### イ. 競争の結果について

人口減少等により需要が減少（経済のパイが縮小）する中、競争の結果、単独の事業者のみが存在することになることについて、競争政策ではどのように解釈しているのか。

そのことが明らかな場合に、民間の経営判断として合併することと、競争の結果どちらか一方が経営破綻することには、どのような違いがあるのかを検討する。

競争の結果、単独の事業者のみが存在するようになった状態は、独占禁止法で規制されるものとはならない。一生懸命頑張ってビジネスをして競争者に打ち勝ってトップになった、そうしたら独占禁止法で規制されるということになると、事業者としてもビジネスへのインセンティブが削がれることになる。独占禁止法で規制しているのは、市場支配力を不適切に形成、維持、強化することである。例えば、シェアトップの企業が他者の参入を妨害することは私的独占として規制される<sup>9</sup>。

企業結合は民間の経営判断、商取引であり、原則合法である。市場支配力を形成することとならないよう事前に予防的な規制を行っている。このため、問題となるおそれがある場合でも、極力、合併全体を禁止するのではなく、競争が確保されるような形で問題解消措置を検討することになると考えられる。

どちらか一方が経営破綻することを防ぐ救済合併は、破綻会社の抗弁（もう破綻する会社は競争相手にならないから合併しても問題ないとする考え方）として、企業結合審査ガイドラインにも含まれている。競争を確保するための有効な競争単位をどう組織するかは個別事例ごとの検討となるが、シェアトップの大きなプレイ



ヤーができる場合には、15%、20%のシェアを必要とする競争者が必要とされることが多い<sup>10</sup>。

#### ウ. 地域の競争と市場

マーケットの範囲は、どのような基準で決めるのか。例えば、同じ事業性融資でも、県単位で留まるマーケット（客層）と県を越えて競争が行われているマーケットが共存している場合、事業性融資としてまとめて県単位のシェアでみるべきなのか。あるいは、合併の結果、どの程度のサイズに独占が見られたときに問題となるのかも考える必要がある（離島等地区の一箇所でも独占状態が発生すれば問題なのか）。

企業結合における一定の取引分野は企業結合審査ガイドラインに詳細に述べられている<sup>11</sup>。大まかに述べると、提供する商品役務の範囲、地理的範囲に関して、基本的に需要者にとっての代替性から判断される。必要に応じて供給者にとっての代替性からも判断される。

県単位のマーケットと県を越えたマーケットに関しては、条件を異にする需要者が存在している場合、それらを区別して別々に市場を画定することがあり得る。例えば、県内で事業を行っている事業者に県内金融機関が融資の競争を行っていて、また県を越えて事業を行っている者に県内外の金融機関が融資の競争を行っている状況があったとすると、県内融資市場と広域融資市場の二つの市場が画定され、それぞれについてシェアが検討される。

この文脈で考えると、市場の外延の画定に関しては、需要者がある市場で今の価格より5～10%価格上昇があったときに他の市場に移るような場合には、そこでの移った市場をも含めたより大きな市場を考えて、さらに、そこで5～10%価格上昇があったときにどうなるかを考えて、もう移れない状況となった場合、そこが市場となる（例えば、諫早市で6%の貸出金利になっていたときに、仮に6.6%（1割増し）になった場合、事業者は長崎市に借りに行くとする、今度は、諫早長崎の双方で6%が6.6%になったとき、事業者はそこで借りることになるとすると、その場合の市場は諫早長崎となる。（SSNIPという手法である。）。離島等一箇所でも独占が発生すると問題となるかどうかは程度により、これまでの競争状況がどう変わるかがポイントとなると考えられる。

#### エ. 競争について

競争相手とは、どのような視点で、どの程度の競争力を有する相手を想定しているのか。例えば、現に、複数金融機関と取引が存在すれば、シェアが小さくとも代替可能性（コンテストビリティ）はないのかの検討も必要である。

競争相手は牽制力となる相手であり、現に、複数金融機関と取引が行われていることは、考慮される要因の一つとなる<sup>12</sup>。

また、交換可能性（スイッチングコスト）や他の金融機関における供給余力、そして協調的行動が採られる可能性についても検討されることになる。金融取引は、信用に関するものであり、また情報の非対称性の問題もあり、交換可能性が高くないかもしれない。供給余力としては、競争相手となる他の金融機関が、どこまで強い相手がいる地域でビジネスをやろうとするかの能力とインセンティブの問題となる。協調的行動については、利害が共通するか（棲み分けが利益となるか）、費用構造が同様か、他者の行動が予測可能か、抜け駆け行動が露見しやすく対抗しやすいかといったことが問題となる。

企業結合ではこれまで、2位と3位の合併、1位と3位の合併等、有力な競争者がいる場合には、比較的認められやすかったが、1位と2位の合併では、残りの者がシェア15%、20%程度有していないと難しい。この

ほか、シェア 100%となっても隣接市場からの競争圧力がある場合や市場の特性と規制当局の監督がある場合に認められているが、原則としては、問題解消措置での競争力のある主体の形成がまず目指されることになる。したがって、この文脈では、競争相手として地域金融機関の今後のビジネス戦略を考えた上で検討していくことが必要となると考えられる。

#### オ. 行動の監視について

構造的対応が伴わなければ、事後モニタリング等の問題解消措置では不十分な理由は何か。事後モニタリングのどの機能に限界があるのかも見ていく必要がある。

事後モニタリングで不十分な理由としては、規制・監督の余地を少なくし、事業者の独自の創意工夫に基づく事業活動で、事業者が競争を推進することが求められるためである。

このため、当局以外第三者の監督等の形であっても、独立の経済主体のビジネスを制約する形のもの、構造的対応の次の選択肢にしかならないと考えられる。他方、事後モニタリングの措置を加えることで、構造的対応で求められる牽制力ある競争者を少し小さなもので替えることができる可能性はある<sup>13</sup>。

金融機関間において違うタイプの収益構造の下で、違う競争の局面が生じているとして、金利モニタリングだけでなく、貸出先比率、競合貸出比率など多面的なモニタリングも考えられる。また、構造的対応も、債権者に負担をかけるものは難しく、競争相手を創り出す主たる地域での事業譲渡も検討しなくてはならないかもしれない。

公取委の企業結合審査ガイドラインは、判断の基準として機能はしているものの、基本的には既存の事例を整理したものであり、事案に応じた柔軟性を必要とするための改正や適用除外は考えにくい<sup>14</sup>。

モニタリング等の行動的対応は、実は、欧米競争法ではほとんど用いられておらず、構造的対応が主として用いられてきており、国際的な競争法執行の観点から見ても、構造的対応を全く取らないことは難しいと考えられる。

## (2) 経済の構造変化と対応

### ア. インフラ業界での今後の事業課題への対応

これまでの議論において、特に地域住民に不可欠なサービス提供主体の、経営環境が悪化する中での経営力の強化が一つの論点となっている。この背景としては、人口減少等による需要減少など、経済社会構造の変化に対応が求められていることが挙げられる。そこで、インフラ業界において共通する今後の事業課題の実態を概観する。ここでは、三菱総合研究所（2018）に基づいて、インフラ業界において共通する今後の事業課題への対応状況を取りまとめる。

この資料は、電気やガスを始め、通信、水道、交通など生活基盤である社会インフラは高度経済成長期に建設した大量の更新が控えていることから費用は今後増大していくことが見込まれるとし、これら社会インフラ業界におけるユニバーサルサービスの在り方などインフラ業界に共通する事業課題にどう対応しているかを整理したものである。

基礎情報として、料金設定方法、許認可、監督官庁につき、郵便・通信・水道・鉄道のそれぞれに関してまとめている。特徴的なものは、郵便は原則として総括原価方式が採用され事前届出制で総務省が監督していること、通信は特定の設定方式は規定されておらず NTT 東西の加入電話にのみ上限価格方式が適用され総務省

が監督していること、水道は具体的な算定方法は規定されておらず認可は厚生労働省（給水人口5万人以下は都道府県）が監督していること、及び、鉄道は総括原価方式で上限を設定し国土交通大臣が上限を認可していて国土交通省が監督していることが挙げられる。ユニバーサルサービスの位置付けに関しては、郵便・通信・水道が提供義務を有しており、不採算地域に対しては、郵便は内部相互補助、通信は基金制度で対応しており、水道と鉄道は特別な対応はない。高経年化設備への対策としては、郵便は特になく、通信は自主的取組、水道は交付金での対応、鉄道は導入補助制度があることが挙げられる。電力についても、託送義務等が課されておりユニバーサルサービスの義務付けがなされている。高経年化への対応は現在特になく、ガスについては、ユニバーサルサービスは実現していないとまとめられている。

これらは従前自然独占産業とされてきたものも多く、既に独占であるような状況のものもある。そうした中でもユニバーサルサービスの提供には考えるべき点が多いことが注目すべき点であるものの、経営環境の悪化の観点からは議論されていないことには留意が必要と考えられる。

#### イ. 需要減少社会での競争

次に、金融の役割と人口減少等による需要減少が起きるときの競争の検討を行う。金融は需要者にとって、資金到達の手助けをしたり、リスクの予防や解決策を提供したりしている。金融市場の効率性に関しては、効率的市場仮説が市場分析の出発点であり、バブル、エージェンシー理論、金融恐慌、行動ファイナンス理論及び市場摩擦（情報の非対称性、最低の限界）などの観点から分析が進められて、規制（プルーデンス規制での小口利用者保護、システミックリスク防止）と有害行為の防止（詐欺・価格操作規制）の対応が取られている（ティロール(2018)）。すなわち、金融業界の監督に関しては、銀行や保険会社が利益を追求する余り預金者や保険加入者を顧みず行き過ぎたリスクテイクをしないような必要な指導であり、危機の際には公的資金で金融機関を救済することも大いにあり得るために納税者を守る役目でもある。他方、金融機関間の競争に関する規律の必要性は、システミックリスク防止が関連してくるところであり、経営環境悪化への保護の必要性はない。

例えば、公益的サービスへの独占禁止法の適用に関して、医療サービスとの関係の事例において、基本的には特殊性を有する分野であれ、自由競争の原則を通じて商品・役務の向上等が図られることが求められており、独占禁止法の適用対象となるとされている裁判例が参考となる。（「公共の利益に反して」の解釈論についてはここではこれ以上言及しない。）<sup>15</sup>

#### ウ. 競争の影響の実証分析

また、地域銀行の競争に関する実証分析を行い、経営指標と競争の関係を例証する。先行研究でも幾つか取り上げているが、市場構造と市場行動・市場成果の関係については産業組織論の典型的な研究課題であり、その実証上の研究も数多い。

1980年代以降、新しいツール（ゲーム理論、精緻な計量経済学的手法など）により、このいわゆるシカゴ学派の主張について理論的・実証的に再検討がなされ、シカゴ学派の主張が全面的に真であるわけではないことが明らかになってきた。

他方、このときまで、そしてそれ以後も今日までに銀行産業においても、このHHIなどの市場構造と貸出金利などの市場行動、そして経常利益・営業利益などの市場成果などの関係については、様々な研究が行われてきている。

筒井・蠟山（1987）では、高いHHIほど貸出金利が高いとしている。堀内（1987,1988）では、市場集中度

の高い地域ほど貸出金利が高いとしている。後藤（1990）では、集中度の上昇で金利が高くなっているとしている。金子（1994）では、寡占的な市場ほど貸出金利が高いとしている。加納（1998）では集中度の低い都市部は貸出金利も低いとしている。中田・安達（2006）では、市場集中度が高いところで金利が高いとしている。Mori and Tsutsui（1989）は、高い集中度は独占の市場価格に近づき利潤に寄与するとしている。日本銀行（2008）では、市場集中度の低下と貸出総利鞘の縮小を示している。森祐司（2011）では、HHIは総貸出増加率と弱い負の関係を示している。植林（2018）では、HHIの低さが低金利に影響するとしている。

経営に関連しては、Marcus（1984）、Chan Greenbaum and Thakor（1996）、Keeley（1990）、Allen and Gale（2004）、Jimenez et al.（2007）、Berger et al.（2008）、尾島（2017）（の1990年代まで）、近藤（2017b）（の競争が激しい地域）では、競争の激化は銀行経営の安定性が低下するとし、Caminal and Matutes（2002）、Boyd and De Nicolo（2005）、Boyd, De Nicolo and Jalao（2006）、Hong and John（2011）、尾島（2017）（の1990年代後）では、競争が激化すると銀行経営が安定化するとしている。

これらについてはメタ分析が望まれるところであるものの、市場構造と、企業行動・市場成果の関係はSCP仮説の示すような単純なものではなさそうなものと見込まれる。

### (3) 統合審査の論点と経済構造変化の対応を踏まえて

最後に、これら分析を踏まえた今後の地域金融機関の統合における競争政策の留意点について議論したい。

人口減少等により需要が減少する中、地域銀行には競争が必要なのであろうか。統合審査の論点で見てきたとおり競争は必要である。競争の結果、経営が悪化した場合どうすべきか。当事会社グループが業績不振に陥っている場合、すなわち、継続的に大幅な経常損失を計上しているか、実質的に債務超過に陥っているか、運転資金の融資が受けられない状況であるとする。企業結合がなければ近い将来において倒産し市場から退出する蓋然性が高いことが明らかな場合において、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるおそれは小さいと通常考えられる。原則、この考え方を活用していくことになる。

地域経済の活性化、効率性の向上、地元還元といった目的は主張可能ではある。他方、経済構造変化への対応で見てきたとおり、そのことだけで特定の地域銀行の将来的な救済を見込んだ競争をなくす企業結合は認められない。例えば、金融機関の給料は依然として高い（産業別月間現金給与総額で見ても金融業・保険業は全産業の平均の1.4倍程度となっており、地方ではその差は更に大きい）。また、これまでも危機の際には公的資金で金融機関を救済されてきている。地域銀行だけに特別な待遇を認めることには慎重な検討が必要であり、他産業との比較上も競争政策での特別な位置に置くべきではない。

多くの地域において銀行は更なる経営の効率化を図らねばならない。合併・共同経営などによる経営統合を図る銀行は特にそれが望まれる。競争に関しては、現在既にある透明なルールに基づき予測可能性を持って判断が求められており、その際、経営安定化・システミックリスク防止・利用者保護等について金融当局からの意見聴取も必要であろう。公取委の判断に際してもこれら論点は考慮されることとなるはずであるが、競争以外の考慮を含めた判断は競争当局の役割ではなく、この目的実現のために、競争政策有識者による時限的な非常設の監視機構を設立し、競争法と産業組織論の研究者を中心とした十分な競争行動への監視をしていくことが求められていよう。

## 5. 結論

本稿は、地域金融機関の統合と競争法に関して競争の必要性を確認するものであり、その確保策を示すもの

である。地方銀行が地域住民に不可欠なサービスを提供しており、サービスの維持が国民的課題である中で、経営環境が悪化している地方銀行の経営力の強化が課題となっている。その中で経営統合を検討する際に、独占禁止法の適用に当たっては、地域のインフラ維持と競争政策上の弊害防止をバランスよく勘案し、判断を行っていくことが重要である。この観点から、地方におけるサービスの維持を前提とした、地方銀行の経営統合等を検討する場合に、それを可能とする制度を作り、その際、予測可能性を持って判断できるよう、透明なルールを整備することが必要である。

本稿は、直近の制度改正を予言することを直接の目的としていない。しかしながら、中長期的な市場メカニズムの十全な発揮のために、競争法と産業組織論の研究者を十分に活用した行動監視機構の設立が必要となっていることを特に指摘した。さらに、こうした動きの中で今特に必要とされているのは、地域金融機関統合の事後検証等の実証研究を積み重ねその整理をすべきこと、これこそが喫緊の課題となっていよう。

#### [註釈]

- + 本研究は、公益財団法人 全国銀行学術研究振興財団の助成を受けた。ここに記して感謝の意を表したい。本稿作成に当たって、匿名の2名の査読者からのコメントは非常に有益であった。ここに記して感謝の意を表したい。
- 1 公正取引委員会（2018b）「株式会社ふくおかフィナンシャルグループによる株式会社十八銀行の株式取得に関する審査結果について」
- 2 公正取引委員会（2017）「企業結合審査の考え方」
- 3 日本銀行（2017a）「金融システムレポート」
- 4 日本銀行（2017b）「金融システムレポート」
- 5 日本政府（2018）「未来投資戦略2018」
- 6 未来投資会議，まち・ひと・しごと創生会議，経済財政諮問会議，規制改革推進会議（2018）「経済政策の方向性に関する中間整理」
- 7 独占禁止法第1条
- 8 泉水文雄（2018）6頁
- 9 泉水文雄（2018）176頁
- 10 第2節及び「企業結合ガイドライン」公正取引委員会（2011）
- 11 「企業結合ガイドライン」公正取引委員会（2011）
- 12 第2節参照
- 13 第2節参照
- 14 「企業結合ガイドライン」公正取引委員会（2011）
- 15 観音寺市三豊郡医師会事件（2001）（東京高判平成13年2月16日，平成11年（行ケ）377号，審決集47巻545頁）

#### (参考文献)

- 植林茂（2018）「いわゆる名古屋金利に関する一考察」椋山女学院大学研究論集49号（社会科学編）63-75.
- 大庫直樹・中村陽二・吉野直行（2016）「長崎県における地域銀行の経営統合効果について」金融庁金融研究センター DP2016-6 <https://www.fsa.go.jp/frtc/seika/discussion/2016/06-1.pdf>

尾島麻由実 (2017) 「地域金融機関における競争激化と金融の安定性」日本銀行ワーキングペーパーシリーズ No.17-J-9.

金子隆 (1994) 「貸出金利の銀行間格差 - 第二地銀協加盟店の個別データによる分析 -」地域金融問題研究 第2号 13-23.

加納正二 (1998) 「審査と貸出金利」国際公共政策研究第2巻第1号

金融庁・金融仲介の改善に向けた検討会議 (2018) 「地域金融の課題と競争のあり方」 <https://www.fsa.go.jp/singi/kinyuchukai/kyousou/20180411/01.pdf>

公正取引委員会 (2017) 「企業結合審査の考え方」 [https://www.jftc.go.jp/houdou/teirei/h29/oct\\_dec/kaike nkiroku171206\\_files/171206.pdf](https://www.jftc.go.jp/houdou/teirei/h29/oct_dec/kaike nkiroku171206_files/171206.pdf)

公正取引委員会 (2018a) 「株式会社ふくおかフィナンシャルグループによる株式会社十八銀行の株式取得に関する審査結果について」 <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h30/aug/kiketsu/180824.pdf>

公正取引委員会 (2018b) 「株式会社ふくおかフィナンシャルグループによる株式会社十八銀行の株式取得に関する審査結果について」 <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h30/aug/kiketsu/180824-3.pdf>

近藤万峰 (2017a) 「信用金庫の営業地域の広域化が経営パフォーマンスに及ぼす影響 - 東海3県の信用金庫のケース -」生活経済学研究 45, 107-120.

近藤万峰 (2017b) 「地域銀行の店舗ネットワークと経営パフォーマンス」RIETI Discussion Paper Series 17-J-045 <https://www.rieti.go.jp/publications/dp/17j045.pdf>

後藤善行 (1990) 「貸出金利と地域間格差と貸出市場の寡占」調査季報第12号, 国民金融公庫調査部

式見雅代 (2012) 「企業の創出, 規模と銀行間競争」『地域経済研究』第23号, pp. 43-60 Ogura, Y (2012) Lending competition and credit availability for new firms: Empirical study with the price cost margin in regional loan markets. Journal of Banking and Finance, 36, pp. 1822-1838.

泉水文雄 (2018) 『経済法入門』有斐閣 東京

地方施策協議会 (2018) 「地銀等の経営統合などに対する独占禁止法の適用の在り方の論点等」 <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/miraitoshikaigi/chihoushisaku/dail/siryoushi.pdf>

筒井芳朗・蠟山昌一 (1987) 「金融業の産業組織」館龍一郎・蠟山昌一著『日本の金融 [I] 新しい見方』東京大学出版会 東京都目黒区

ジャン・ティロール (2018) 『良き社会のための経済学』日本経済新聞社 東京都千代田区

中田真佐男・安達茂弘 (2006) 「貸出金利の地域間格差はなぜ解消されないのか? ~ 第二地方銀行・信用金庫のパネル・データによる実証分析 ~」フィナンシャルレビュー 2006年10月号

永田邦和 (2017) 「資本注入が地域銀行の貸出行動に与える影響」RIETI Discussion Paper Series 17-J-046 <https://www.rieti.go.jp/publications/dp/17j046.pdf>

日本銀行 (2017a) 「金融システムレポート」 <https://www.boj.or.jp/research/brp/fsr/data/fsr170419a.pdf>

日本銀行 (2017b) 「金融システムレポート」 <https://www.boj.or.jp/research/brp/fsr/data/fsr171023a.pdf>

日本経済再生総合事務局 (2018) 「論点メモ」 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/miraitoshikaigi/dai21/siryoushi.pdf>

日本経済再生総合事務局 (2018) 「第21回未来投資会議議事要旨」 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/miraitoshikaigi/dai21/gijiyoushi.pdf>

日本政府 (2018) 「未来投資戦略2018」 [https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2018\\_](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2018_)

zentai.pdf

未来投資会議, まち・ひと・しごと創生会議, 経済財政諮問会議, 規制改革推進会議 (2018) 「経済政策の方向性に関する中間整理」 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/chukanseiri.pdf>

播磨谷浩三・尾崎泰文 (2017) 「地域金融機関の競争環境が事業所の開廃業に与える影響」 RIETI Discussion Paper Series 17-J-047 <https://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/17j047.pdf>

平賀一希・真鍋雅史 (2018) 「地域経済と貸出行動－日本における地方部の県 (X 県) を事例にした経済変数と個別金融機関要因の定量的評価－」 金融庁金融研究センター DP2018-1 <https://www.fsa.go.jp/frtc/seika/discussion/2018/DP2018-1.pdf>

平賀一希・真鍋雅史・吉野直行 (2016) 「地域金融市場では、寡占度が高まると貸出金利は上がるのか」 金融庁金融研究センター DP2016-5 <https://www.fsa.go.jp/frtc/seika/discussion/2016/05-1.pdf>

法と経済学会事務局「法と経済学会・第16回全国大会講演報告」法と経済学研究 14 巻 1 号 1-17 [http://www.jlea.jp/ronbun/l&ereview\\_14-1.pdf](http://www.jlea.jp/ronbun/l&ereview_14-1.pdf)

堀江康熙 (2008) 『地域金融機関の経営行動 経済構造変化への対応』 勁草書房 東京都文京区

堀江康熙 (2015) 『日本の地域金融機関経営 営業地盤変化への対応』 勁草書房 東京都文京区

堀内俊洋 (1987) 「地域別の貸出市場構造と金利」 調査時報第 29 巻第 2 号, 中小企業金融公庫調査部

堀内俊洋 (1988) 『メインバンク競争と貸出市場－金融機関の経営戦略－』 東洋経済新報社 東京都中央区

三菱総合研究所 (2018) 「インフラ業界において共通する今後の事業課題への対応状況に関する調査」 [http://www.meti.go.jp/meti\\_lib/report/H29FY/000065.pdf](http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/H29FY/000065.pdf)

森祐司 (2011) 「地域銀行と地域経済に関する実証分析」 信金中金月報 10 (6) , 39-59.

家森信善・相澤朋子・海野晋悟・小川光・尾崎泰文・近藤万峰・高久賢也・富村圭・播磨谷浩三・柳原光芳 (2017) 「地方創生に対する地域金融機関の営業現場の取り組みの現状と課題 —2017 年・RIETI 支店長アンケートの結果概要—」 RIETI Discussion Paper Series 17-J-044 <https://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/17j044.pdf>

Allen, F. and Gale, D. (2004) "Competition and Financial Stability" *Journal of Money, Credit, and Banking* 36 (3) , pp.433-80.

Berger, A. N., Klapper, L. F., and Turk-Ariss, R. (2008) "Bank Competition and Financial Stability" *Journal of Financial Service Research* 35, pp.99-118.

Boyd, J.H., and De Nicolo, G. (2005) "The Theory of Bank Risk-Taking and Competition Revised" *Journal of Finance* 60, pp.1329-343.

Boyd, J.H., De Nicolo, G., and Jalal, A. (2006) "Bank Risk-Taking and Competition: New Theory, New Evidence" IMF Working paper 06/297.

Caminal, R. and Matutes, C. (2002) "Market power and banking failures" *International Journal of Industrial Organization* 20, 1341-61.

Chan, Y. S., Greenbaum and Thakor, A. (1986) "Information reusability, competition and bank asset quality" *Journal of Banking and Finance* 10, pp.243-53.

Hong, Liu, and John, O. S. (2011) "Competition and Risk in Japanese Banking" *The European Journal of Finance* 19 (1) , pp.1-18.

Jimenez, G., Lopez, J., and Saurina, J. (2007) "How Does Competition Impact Bank Risk-Taking?" Federal Reserve Bank of San Francisco Working Paper Series No.2007-23.

Marcus, A. J. (1984) "Deregulation and bank financial policy" *Journal of Banking and Finance* 8, pp.557-565.

Mori, Nobuhiro and Tsutsui Yoshiro (1989) "Bank Market Structure and Performance: Evidence from Japan." *The Economic Studies Quarterly*, 40 (4) .

Ogane Yuta (2017a) Effects of Main Bank Switch on Small Business Bankruptcy. RIETI Discussion Paper Series 17-E-019 <https://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/17e019.pdf>

Ogane Yuta (2017b) The Number of Bank Relationships and Bank Lending to New Firms: Evidence from firm-level data in Japan. RIETI Discussion Paper Series 17-E-112 <https://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/17e112.pdf>